(2)　保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(3)　農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(4)　特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(5)　信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(6)　投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(7)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(8)　公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(9)　農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(10)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(11)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(12)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(13)　宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後二年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(14)　宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後二年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(15)　土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(三)　不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、小規模不動産特定共同事業者等が取得する一定の不動産を除外した上、その適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(四)　農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する農地利用集積円滑化団体から取得する農用地等に係る非課税措置を講ずることとした。（附則第一〇条関係）

4

自動車取得税

(一)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二関係）

(二)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置の適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二関係）

(三)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の二〇を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(1)　次のいずれかに該当すること。

イ　平成三〇年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三〇年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ　平成一七年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成一七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成二七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二七年度基準エネルギー消費効率」という。）に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上であること。

(四)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の二五を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(五)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に一〇〇分の四〇を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三一年九月三〇日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(1)　次のいずれかに該当すること。

イ　平成三〇年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三〇年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。